

市民等から寄せられた意見及び本市の考え方について

1 市民等から寄せられた意見の結果について

(1) 市民意見募集の実施期間

平成25年7月24日（水）～平成25年8月23日（金）

(2) 寄せられた意見数等

応募数13の市民・団体（意見数31件）

(3) 意見の内訳

実施体制に関すること	2件
情報提供に関すること	9件
予防接種，医療，まん延防止等に関すること	6件
要援護者対策に関すること	11件
その他	3件

2 本市の考え方について

(1) 実施体制に関すること（2件）

	意見の概要	本市の考え方（案）
1	<p>幅広く考えられた計画だと思う。ただ、実際に新型インフルエンザが発生すると、「想定外」のことが多々生じられると思われるので、状況に応じた迅速かつ柔軟な対応が求められる。</p> <p>京都市民の安心安全のため毎日お疲れ様です。</p>	<p>本市行動計画は、政府行動計画及び京都府行動計画との整合の下、あらゆる事態を想定し、実際の発生時に取り得る選択肢を示したものですが、本市行動計画の策定後、より具体的な対策の実施手順等の検討を進めるとともに、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見等を踏まえた本市行動計画の見直しについても、国及び京都府とも連携し、適宜行ってまいります。</p> <p>また、実際の発生時には、国が専門家の意見等を聴取して策定する基本的対処方針に基づき、迅速かつ柔軟に必要な措置を講じてまいります。</p>
2	<p>全体的に府と市が対立しているように感じる。前回の経験から何を学んだのか。府と市の対策に齟齬があると現場が混乱するので、緊密に連携することをもっと強調すればどうか。</p>	<p>平成21年のパンデミックでは、学校等への休校措置に関して、府と市の要請に齟齬が生じないように緊密に連絡を取り合うなど、十分な連携を図り対策を講じました。</p> <p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施に関して中心的な役割を担う京都府とは、前回のパンデミックの対応以上に、緊密な連携を図る必要があることから、ご意見を踏まえ、本市行動計画総論の「<u>新型インフルエンザ等対策実施上の留意点</u>」における関係機関相互の連携協力の確保について、「本市は、未発生段階から、緊急事態宣言がなされる場合に備え、<u>現場の対応に混乱が生じないように、特措法等に基づく措置の実施に関する運用等に関して京都府との意見交換を行い、必要事項については調整を行うなど、連携の強化を図る。</u>」と修正します。</p>

(2) 情報提供に関すること (9件)

	意見の概要	本市の考え方 (案)
1	<p>新型インフルエンザ等患者 (疑い例含む。) の受診状況を市民に直接情報提供して注意を促したり、報道機関を介した間接的な情報提供により、インフルエンザ対策の今後の手立てになるかと思うが、その際の患者の個人情報の保護に気を付けていただきたい。</p>	<p>患者が発生した場合の個人情報の提供範囲 (居住地、性別、年齢、職業、症状等) については、感染予防のための注意喚起という公益性の確保と、プライバシー確保のバランスを十分考慮する必要があります。</p> <p>このため、本市行動計画では、「本市内において新型インフルエンザ患者の発生があれば、個人情報に十分留意したうえで、個々の発生事例として、患者情報及び対応状況についての広報や記者会見を行う。」こととしています。</p>
2	<p>高齢者、とりわけ独居の方には外部からの情報が伝わりにくいので、地域包括支援センター (高齢サポート) の職員の訪問の際に、インフルエンザの情報、予防に関する声掛けをしていただけたらどうか。</p>	<p>一人暮らしの高齢者の方にも確実に情報が行き渡るよう留意する必要があることから、本市行動計画では、「地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等の関係機関と連携した周知を行うほか、特に支援が必要な者には、老人福祉員等が各戸訪問し、きめ細かな情報提供を行い、支援が必要な場合の連絡先等の周知を図る。」こととしています。</p>
3	<p>聴覚障害、視覚障害のある方は情報が伝わりにくい。テレビからの音声情報、手話ニュース、字幕ニュースと便利になったが、必要に応じて自宅訪問も考える必要があると思う。</p>	<p>障害のある方にも確実に情報が行き渡るよう留意する必要があることから、本市行動計画では、「特に支援が必要な者には民生児童委員等が各戸訪問し、きめ細かな情報提供を行い、支援が必要な場合の連絡先等の周知を図るとともに、必要に応じて、京都市聴覚言語センターと連携し、手話通訳の派遣を検討する。」こととしています。</p>
4	<p>観光客には、旅館・ホテルのフロントにて文書や口頭による説明を行うなど、不安解消に努めていただきたい。</p>	<p>国際観光都市である本市の地域特性を踏まえ、観光旅行者にも確実に情報が行き渡るよう留意する必要があるため、本市行動計画では、「京都市観光協会及び旅行業界団体等と連携し、観光旅行者向けの広報物を観光案内所や、ホテル・旅館等に配布する。」ことできめ細かな対応を行うこととしています。</p> <p>また、本市行動計画に記載のとおり「市民や観光旅行者等に過度の不安を与えないよう、季節性インフルエンザとの比較等により、ウイルスの特性やリスクの度合いに応じた、分かりやすく正確な情報提供を行う。」ことで、観光旅行者等の不安の解消に努めます。</p>
5	<p>例えば病院、診療所にワクチン接種に行ってもワクチンが確保できていないために接種できなかったり、ドラッグストア等でマスクが売り切れていたら、がっかりしたり不満を漏らす方もいると思う。</p> <p>そうした方には、感情的にならずにじっくりと耳を傾けることや、今わかっている限りの情報を伝えることも良いと思う。</p>	<p>ワクチンは国の責任により確保されることとなっており、本市ではワクチンが確保され次第、十分に周知徹底のうえ、接種体制を整え、住民接種を実施してまいります。</p> <p>また、マスク等の買占めについても、本市行動計画において、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対して、買占め・売惜しみが生じないように要請することとしています。</p>

	意見の概要	本市の考え方（案）
6	一番気を付けなければならないのは、混乱して薬局などでマスクや医薬品をまとめ買いする行動であり、報道機関が市民の不安をあおることも考えられるので、特にテレビ局、新聞社には視聴者、読者に配慮した情報提供をお願いしたい。	情報提供媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割は極めて重要であるため、正確かつ迅速な情報提供を行うことはもちろん、マスコミ各社の協力を得て、冷静な対応を呼びかけるなど、公益性に十分配慮した市民への情報提供を行ってまいります。
7	適切な情報提供体制として、「一元的な情報管理及び情報発信を行う広報対策スタッフを設置し、正確かつ迅速に、あらゆる媒体を用いて戦略的な広報を実施する。」とされている。 広報対策スタッフを設置することは非常に重要である。市の幹部職員を専従の広報担当者に指名し、記者会見や情報提供等、定期的に行っていただきたい。 また、京都府との情報共有や連携もしっかりとお願いする。	情報提供に当たっては、市民に混乱を来さないために、提供する情報の内容の統一を図ることが重要であるため、そのための対策として、本市対策本部に広報対策スタッフを設置することとしています。 具体的な広報対策スタッフの設置体制等については今後の検討事項ですが、ご意見を踏まえて、適切な体制や運用方針の検討を進めてまいります。 なお、京都府との情報共有については、本市行動計画において、「国、京都府、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う」こととしており、状況に応じて迅速に対策が講じられるよう、連携を進めてまいります。
8	情報共有について、「国、京都府、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有」の項目は、「海外発生期」には記載があるが、「国内発生早期」、「国内感染期」には記載がない。政府行動計画、京都府行動計画では記載があるが、何か意図はあるのか。 リアルタイムの情報共有は、「海外発生期」より、むしろ「国内発生早期」、「国内感染期」の段階の方が大事ではないか。	政府行動計画、京都府行動計画との整合を図るため、ご指摘のとおり、国内発生早期、国内感染期にも、「 <u>国、京都府、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有</u> 」に係る対策を追加し、修正します。
9	本市滞在中の外国人への情報提供について、「通訳の派遣を検討する」とあるが、感染症の疑いのある現場へ通訳を派遣するのは厳しい。前回のパンデミックでは、スマートフォンを使った電話での通訳対応を実施したため、「通訳など言葉のサポートを検討する」に変更願う。	新型インフルエンザ等に感染した外国人患者に対する通訳派遣は、通訳担当者が感染曝露となる危険があるため、ご意見を踏まえ、「特に支援が必要な者には、必要に応じて、京都市国際交流協会と連携し、 <u>通訳など言葉のサポートを検討する。</u> 」と修正します。

（3）予防接種、医療、まん延防止等に関すること（6件）

	意見の概要	本市の考え方（案）
1	ワクチンの数に限りがあるので、接種が必要な方の優先順位を考える必要がある。 医師、看護師等の医療従事者、高齢者、児童、児童の保護者など重篤化しやすい方を優先して接種いただきたい。また、糖尿病等の生活習慣病のある方も注意して接種を進めていただきたい。	まず、医師、看護師等の医療従事者については、住民への予防接種に先立つ優先接種（特定接種と言います。）の対象とされています。 また、住民接種の優先順位については、呼吸器疾患・心臓血管系疾患を有する者など医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者の4つの群に分けたうえで、ウイルスの病原性等を踏まえて国が決定することとなっています。

	意見の概要	本市の考え方（案）
2	新たにワクチンが確保された場合、市民しんぶんはもちろん、回覧板や保健所だよりに記載いただきたい。	本市行動計画では、「ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を開始する。」こととしており、回覧板や保健センターニュースを含め、あらゆる媒体を活用して市民周知を行います。
3	住民接種に関し、ワクチンが供給され次第実施するとのことだが、十分な量が供給されるのか。	特措法上、ワクチンの供給については国の責務となっており、政府行動計画においても、国は、未発生期からワクチン供給体制の整備に取り組むこととなっています。
4	中国から黄砂とともに飛来するPM2.5が話題になった。PM2.5がインフルエンザ感染にどのような悪影響があるのか。ぜん息などの循環器系の疾患のある方は不安に感じていると思われるので、専門家の方からの説明が必要だと思う。	PM2.5とインフルエンザのり患に関する直接的な相関関係は不明ですが、ぜん息などの呼吸器系疾患を有する方は、新型インフルエンザ等に感染することによって重症化するリスクが高くなります。 こうした医学的ハイリスク者については、一つの考え方のモデルとして、住民接種の優先順位を高くすることが政府行動計画の中で示されています。
5	観光や海外出張による渡航の場合、外務省のホームページで渡航先の国の情報を閲覧することで、インフルエンザの流行状況もわかる。渡航前に予防接種を終えて体調を整え、無理のない計画を立てることが大事である。 また、海外渡航後、帰国した際に、海外からのお土産として肉製品を持ち込むことで、インフルエンザウイルスが持ち込まれる可能性が高くなる。ペットの持ち込みについても、空港や港湾施設にある動物検疫所で確認し、飼い主は必ず申告することが大事である。野菜や果物については植物防疫所で確認することが大事である。	政府行動計画では、海外で新型インフルエンザ等の発生時には、外務省は感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航延期を勧告するなどの対策を講じることとなっています。 なお、新型インフルエンザ等は、基本的に人から人を介して感染するものであるため、飼養動物や肉、野菜等の食品がウイルスの感染源になることはありません。
6	意見募集冊子の（感染対策を呼びかける）イラストはわかりやすいので、切り取ったりして自宅の洗面台などの見えやすいところに貼り、手洗いやうがいを行うことで感染予防になると思う。	意見募集冊子のイラストのとおり、新型インフルエンザの感染予防法は、通常の季節性インフルエンザと同様であり、日ごろからの手洗い、うがいや、症状がある場合のマスク着用が有効であるとされています。 このため、今後もあらゆる機会を通して、平時から、個人レベルでの感染対策の実践を呼びかけてまいります。

(4) 要援護者対策に関すること (11件)

	意見の概要	本市の考え方 (案)
1	<p>京都市独自の項目として、緊急事態であっても、状況によっては一部の社会福祉施設を開所するとされており、冷静で適切な判断だと思ふ。</p> <p>緊急事態でも市民が閉じ込められると、必要な支援が行き届かないので、京都府ともよく協議し、市民の命を守るために何が最善かを考えた対応をお願いする。</p>	<p>一部の社会福祉施設の例外的な開所については、緊急事態宣言が行われている状況の中で、特に支援を必要とする市民の命を守ることを第一と捉え、必要な対策であると考えています。</p> <p>一方で、これらの例外的な開所が、まん延の原因となってしまうのは本末転倒であるため、本市行動計画総論の「6 市民生活及び市民経済の安定の確保」、(2) 要援護者対策において、<u>一部の施設の例外的開所に関する記載を修正し、「なお、これらの一部の施設の例外的な開所については、十分な集団感染対策を講じる必要があること及び感染対策そのものの効果が減少する可能性があること等を考慮する。」との文言を追加して、国ガイドラインとの整合を図ります。</u></p>
2	<p>緊急事態宣言の時でも開いている保育所があるのはありがたいが、どこの保育所が預かってくれるのか具体的に書いてほしい。</p> <p>そのような時に開ける保育所も大きなリスクがあると思うが、子どもが新型インフルエンザに罹った場合は、誰が責任を取り、どのような補償があるのか。</p>	<p>あわせて、国内発生早期及び国内感染期の緊急事態宣言時の「要援護者への生活支援」について、「状況によっては、一部の保育所及び児童館の例外的な開所等必要な対応を行う。」と修正します。</p>
3	<p>行動計画案に一部の保育所については、緊急事態であっても開所するとしているが、この保育所の児童が感染した場合や、この園からまん延が広がった場合の責任は、京都市長の責任か。それとも京都府知事の責任か。</p>	<p>また、社会福祉施設の使用制限については、ウイルスの病原性等を踏まえ、国が緊急事態宣言を発した状況下において、国の基本的対処方針に基づき、京都府が京都府域の状況を踏まえて施設の管理者に要請するものです。</p>
4	<p>緊急事態宣言時に府が行う要請に基づき実施される施設使用制限について、保育施設に係る臨時休業の例外対応は、国ガイドラインの規定との整合性を図ってもらいたい。</p>	<p>本市としては、要請に当たっては本市の状況を十分踏まえるよう、また、「①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」という基本的な方針を踏まえた最善の対応となるように、様々な状況を想定し、平時から京都府、関係団体等と調整するとともに、その調整に基づき、状況によっては一部の施設の例外的な開所等必要な対応を行っていかうとするものです。</p> <p>したがって、一部の施設の例外的な開所に当たっては、開所に至る状況を利用者に十分説明するとともに、承諾いただいたうえで利用いただくこととなるものと考えます。</p> <p>そのような点も含めて、今後、京都府及び社会福祉施設等の関係団体とともに、一部の施設の例外的な開所に関する具体的な仕組みづくりを検討してまいります。</p>

	意見の概要	本市の考え方（案）
5	<p>短期入所施設については、国ガイドラインにおいて臨時休業の例外対応の検討対象となっていないため、これと整合性を図ってもらいたい。</p>	<p>国ガイドラインでは、「通所介護事業所等」の休業については、自宅での家族による付き添いのほか、必要性の高い要介護者等については、訪問介護等を活用して対応する。」とされています。</p> <p>国ガイドラインでは「短期入所施設」との直接的な記載はないものの、訪問系サービスのみでの対応ではマンパワーが不足する事態も想定されるため、本市行動計画では、より検討を加え、「短期入所施設の開所」としています。</p> <p>なお、表現については、国内発生早期及び国内感染期の緊急事態宣言時の「要援護者への生活支援」について、「そのうえでなお、在宅での生活の継続が困難な要援護者については、京都府との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の短期入所施設等の例外的な開所等必要な対応を行う。」と修正します。</p>
6	<p>施設の使用制限等の措置については、特措法、政府行動計画、国ガイドライン及び京都府行動計画の規定を踏まえ、特措法に基づく発生時の国の基本的対処方針と府の要請に基づき実施する必要がある。</p>	<p>本市としても、施設の使用制限等の措置については、国の基本的対処方針及び府の要請に基づき実施されるべきものと認識しており、そのためにも、実際の対応に当たって混乱が生じないように、一部の社会福祉施設の例外的開所について、事前に京都府との十分な協議を行う必要があると認識しています。</p>
7	<p>感染期において、中学校、高校におけるクラブ活動の一時中止も検討すべきであるが、共働き家庭など家庭の状況は様々であり、保護者にアンケートをとってはどうか。なるべく学級閉鎖期間を短くし、幼児、児童の健康も考えながら学校、保育所などの生活を計画していただきたい。</p>	<p>新型インフルエンザ等緊急事態において、集団感染源となりやすい学校、保育所等については、まん延防止のために必要な場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、京都府から臨時の休業要請が出されることとなっています。</p> <p>その場合、幼児、児童の保護者は仕事を休んで対応することが求められますが、勤務の都合上、どうしても仕事を休めない保護者も想定されます。</p> <p>このため、本市行動計画では、臨時の休業要請に係る権限を有する京都府との事前調整を踏まえたうえで、状況によっては一部の保育所、児童館の例外的な開所等必要な対応を行うこととしています。</p>
8	<p>最近では、電子メール等を使って介護福祉施設に通所されている高齢者や、保育所・幼稚園に通う園児の体調変化を親御さんに連絡することで、早めの対応がしやすくなっているため、日ごろからご家族の方との関係を大切にしていけることが大事である。</p>	<p>保育所・幼稚園においては、日ごろから保護者との間で入所児童の体調や様子等の情報交換が行われているところであり、また、介護施設においても家族の方との連携等がなされているところです。</p> <p>こうした施設と家族との平時からの密接な連携は、万が一の非常時における的確な対応をとる上で、大変重要であると考えております。</p>
9	<p>介護福祉施設の入所者、通所者の体調変化等について担当職員全員で情報共有することが必要なので、その日にあった出来事を連絡、報告できる環境をつくり、医師、看護師を交えて感染予防についての勉強会を行ってみたいと思う。</p>	<p>介護施設等においては、施設利用者への適切なケアのために、申し送りの実施により、担当職員間の情報共有が図られています。</p> <p>また、介護施設等には、医師、看護師等が配置されており、それぞれの施設の実態に応じた工夫により、感染対策に係る研修等が実施されています。</p>

	意見の概要	本市の考え方（案）
10	<p>要援護者対策として、「緊急を要する生活支援は、本市が直接実施する」とされている。非常にいい対策と思うが、実際に行うためには平常時から対象者の把握や実施体制の構築等、十分な準備が必要と考える。絵に描いた餅にならないようしっかりとした取組をお願いする。</p>	<p>ご意見のとおり、日頃から、地域の関係機関と連携して要援護者の状況を把握し、地域全体で見守る体制を構築することが必要です。このため、現在、様々な地域の団体との連携により進めている「地域における見守り活動促進事業」の取組を推進していきます。</p> <p>また、緊急事態宣言が行われている状況での要援護者への生活支援の実施体制については、今後、様々な事態を想定し、庁内関係部署や関係団体等との協議により具体的な手順等の検討を進めてまいります。</p>
11	<p>特に高齢者・障害者の要援護者本人の同意を得て作成する見守り活動対象者名簿を地域包括支援センターや社会福祉協議会に渡すことは、良いことだと思う。</p> <p>高齢者は若い人と違って、力が衰えているので、こういう方々に見守られたら、インフルエンザには絶対にならずに、安心して生活していける。</p>	<p>現在、本市では、地域における見守り活動促進事業の推進に取り組んでいます。この事業では、地域包括支援センターや民生児童委員協議会、社会福祉協議会等の協力を得て、「見守り活動対象者名簿」を活用し、地域で情報を共有し、地域での各団体の活動を通じて、日頃から支援を必要とする要援護者の状況把握に努めるものです。</p> <p>この取組を進め、新型インフルエンザ等が万一発生した際の地域の安心安全につなげてまいります。</p>

（５）その他（３件）

	意見の概要	意見に対する本市の考え方（案）
1	<p>行動計画の中には、死亡者の増加による埋葬・火葬の特例等に関する記述までであるが、前回の新型インフルエンザのときには、そんなに死亡者が多かったのか。対策が大きすぎないか。</p>	<p>前回のパンデミックは、幸い、病原性が低いものでしたが、今般策定する本市行動計画は、政府行動計画及び京都府行動計画と同様に、病原性の高い新型インフルエンザ等への対策を念頭に置きつつ、病原性・感染力等様々な発生状況でも対応できるよう、実施すべき対策の選択肢を示したものです。</p>
2	<p>緊急事態宣言の時に、京都府が行う措置が書かれているが、京都市の行動計画ではないのか。紛らわしいので削除すべき。</p>	<p>緊急事態宣言時における京都府の措置については、京都府の措置を踏まえて本市が実施する措置に関する記述の中でも書き込んでいるところであるため、さらに別個に京都府行動計画を引用することにより、紛らわしいとのご意見を踏まえ、削除することとします。</p>
3	<p>何故、昨年よりも値上げするのか。受ける人が減少する。悪くても据え置きしてほしい。予防・まん延防止のために無料にしてほしい。</p> <p>いつ実施するのか。もっと市民にPRと周知徹底を図ってほしい。</p>	<p>ご意見は、高齢者インフルエンザ予防接種公費負担制度に関するものと思われませんが、10月から実施予定の制度の見直しは、所得階層に応じた、きめ細かい公費負担額とするためのものであるため、一律の値上げではなく、負担額が低くなる方もあるものです。</p> <p>すでに、対象となる高齢者の方々には、介護保険料納入通知書に、今般の見直しに係るご案内を同封し、個別周知を行っているところですが、今後、市民しんぶん等への掲載等、さらなる周知に努めてまいりますので、ご理解いただくようお願いします。</p>